

第7問

暴力団 A 組に所属していた Y は、自らの失態によって A 組に 250 万円の損失を与えてしまった。組員の X から「この不義理のケジメをつけろ。」となじられたが、当時 Y は詫料として提供できるだけの資金を持っていなかったため、謝罪のしるしとして指を詰めることを決意し自ら申し出た。そこで、Y の指 1 本で今回の不義理は全て水に流すと約束し、X が指詰めを実行することとした。

X は血を洗い流しやすいよう風呂場に行き、Y の小指の根元を止血のため釣り糸で縛って浴槽の縁に置かせて、台所から持ってきた出刃包丁を当てた。X が「覚悟はできたか。」と尋ねたところ、Y は「やってくれ。」と返答した。X はそれを聞いて、出刃包丁の峰を金づちで二、三回強く叩き、よって Y に左小指切断の重傷を負わせた。

X はいかなる罪責を負うか。

参考裁判例：仙台地裁石巻支部昭和 62 年 2 月 18 日